

- [2012年8月刊、第1刷](#)
- [2012年11月刊、第2刷](#)
- [2013年7月刊、第3刷](#)
- [2014年9月刊、第4刷](#)
- [2016年4月刊、第5刷](#)

和田吉弘著『基礎からわかる民事訴訟法』（2012年8月刊、第1刷）に誤りがありました。

慎んでお詫び申し上げますとともに、下記のように訂正していただきたくお願い申し上げます。

	誤	正
12頁7行目、11行目、623頁（索引）	不法行為の裁判籍	不法行為地の裁判籍
42頁13行目	締結	締結等
63頁最下行から 64頁1行目	引き	明け
65頁下図の左	（上向きの矢印）	（下向きの矢印）
121頁4行目	主に以下のことが	以下のことが
135頁下から3行目	474頁	726頁
155頁下から8行目	損害賠償請求債務	損害賠償債務
176頁8行目	1人	1人または数人
189頁1行目	285条1項	285条本文
195頁17行目	申立てについての	申立てについての
261頁下から4行目	疑制自白	擬制自白
291頁14行目	されなかったする	されなかったりする
322頁12行目	話し合い	話合い
342頁2行目	217頁	217頁も規則79条3項について同旨
383頁1行目、2行目 （2行目は2か所）	訴え	訴
444頁下から9行目	手形金債権	手形金
497頁下から7行目	本文	前段
502頁下図の(a)	固有必要的共同訴訟	類似必要的共同訴訟

502 頁下図の(b)	類似必要的共同訴訟	固有必要的共同訴訟
505 頁下から 6 行目	弁論主義第 3 テーゼ (235 頁)	共同訴訟人の独立性
520 頁 14 行目	明渡	明渡し
560 頁 6 行目	841	841 頁
560 頁下から 7 行目	ZのYに対する権利	Zの権利
560 頁下から 6 行目	XのYに対する権利	Xの権利
597 頁最下行	同条	325 条

和田吉弘著『基礎からわかる民事訴訟法』（2012年11月刊、第2刷）に誤りがありました。

慎んでお詫び申し上げますとともに、下記のように訂正していただきたくお願い申し上げます。

	誤	正
126 頁 13 行目半ば	本人	A会社の代表者X
同頁同行目後半	本人	Xの改めて
165 頁 4 行目	有効かという問題	有効かということが問題
240 頁下から 8 行目	悪意者	悪意
339 頁の図の 3 行目	文書送付囑託	文書送付囑託の申立て
367 頁の図の X A 間	(右向きの矢印)	(左向きの矢印)
444 頁下から 13 行目	棄却することができる	棄却する
同頁下から 2 行目	上記百選	下記百選
497 頁 4 行目	197 頁	197 頁、百選 34
560 頁下から 4 行目	481 頁	841 頁
564 頁下から 13 行目	包括承継と、	当然承継と、

和田吉弘著『基礎からわかる民事訴訟法』（2013年7月刊、第3刷）に誤りがありました。

慎んでお詫び申し上げますとともに、下記のように訂正していただきたくお願い申し上げます。

	誤	正
2 頁下から 2 行目	権利を実行することも、	権利を実行することは、
3 頁の 2(1)本文 4 行目	提起した場合	訴えを提起した場合
10 頁の図の 1 行上の本文括弧内	裁判所法	同法
13 頁の(オ)の表題	土地管轄の特則	広域管轄権
19 頁 7 行目	ありえず、各訴訟については、 地方裁判所では	ありえず、地方裁判所では
40 頁最下行	印紙も貼付	印紙を貼付
41 頁の上のアイのうち のイ	イ 原告はどのような結論 (主文) の判決を求めるのか、 またそのような結論になる原因 がどのようなものなのか(同 項 2 号の「請求の趣旨及び原因」)	イ 原告はどのような結論(主文)の 判決を求めるのか(同項 2 号の「請 求の趣旨」、またそのような結論に なる原因がどのようなものなのか(同 号の「請求の……原因」)
60 頁下から 8 行目	反訴	反訴(手形訴訟ではなく通常訴訟と しての手形金請求)
74 頁の第 6 節 1 の本文 2 行目	訴求(訴えで請求すること) し、	訴求すること(訴えで請求すること) で、
74 頁の第 6 節 1 の本文 4 行目	問題である	問題がある
90 頁下から 8 行目	公示送達	公示送達(後述 193 頁参照)
90 頁下から 6 行目	と表記した)。	と表記)。
122 頁下から 13 行目	ただ、肯定説が民訴法	ただ、民訴法
122 頁下から 12 行目	すべきであるとの論拠	すべきであるという肯定説の論拠
123 頁の 5(1)の本文 1 行 目括弧内	54 条	54 条 1 項本文
171 頁の図の下 1 行目	触れないか	触れないのか
171 頁の図の下 3 行目の	596 頁	596 頁、百選A34

括弧内		
171 頁の最下行	権利について	権利について処分権を失い、
216 頁図の下 2 行目	ならない」	ならない」とされている
216 頁図の下 3～4 行目	同項後段) とされている。	同項後段)。
217 頁 1 行目	結局、「次回の	次回の<次回の
217 頁 2 行目	予告する」	予告する>
285 頁図の下 5 行目	弁済がなかったことが認定	弁済は認められないと判断
286 頁の最下行括弧内	高橋・上 422 頁	高橋・上 472 頁
291 頁 4 行目	するわけではない」	するわけではない」
292 頁第 2 項の 1 の文の下から 2 行目	実務上は	① については実務上
316 頁の図の間接事実 B C 間		点線で結び、 点線の上に「両立」を追加
333 頁下から 10 行目	なお、鑑定人が一度	鑑定人が一度
335 頁最下行	略して文書の「成立」	略して文書の「真正」
403 頁下から 15 行目	訴訟上の和解も、	訴訟上の和解も、互譲を要する以上 その限りで一定の不利益があるし、
414 頁図の下本文 10 行目括弧内	この場合は、訴訟判決を含む ことになる	この場合は、訴え却下の主文も本案 ということになる
416 頁の判決書の例の上から 4 行目	援用するとの意思表示をした。	援用した。
416 頁の判決書の例の下から 2 行目	民事第 5 1 部	民事第 60 部
421 頁の調書判決の例の「場所及び公開の有無」の欄	民事第 5 1 部法廷で公開	民事第 60 部法廷で公開
477 頁下から 13 行目	高橋・上 736 頁)	高橋・上 736 頁)。
477 頁下から 3 行目	常識的であり、	常識的で、
477 頁下から 2 行目	Z に対する関係でも主債務を 争えない	Z との関係でも主債務の不存在を争 えない
479 頁 5 行目	解することができなくなる	解することに困難をもたらす
479 頁 5 行目	(高橋 662 頁注 8)	(高橋・上 742 頁注 8)
490 頁最下行	予備的併合の場合	予備的併合で予備的請求が認容さ れた場合
496 頁第 3 節 1 の本文 6	同条 3 項	同条 4 項

行目括弧内		
522 頁 4 行目	また、共有権を対外的に主張することも 1 人で可能であるとし、	また、勝訴判決の余地がある限り単独で訴えを起こす適格を肯定すべきであるとし、
600 頁の最後の 2 行		1 字分字上げ
624 頁事項索引「◆は行」に追加		法的観点指摘義務……………251
624 頁事項索引「◆は行」に追加		法律問題指摘義務……………251

和田吉弘著『基礎からわかる民事訴訟法』（2014年9月刊、第4刷）に誤りがありました。

慎んでお詫び申し上げますとともに、下記のように訂正していただきたくお願い申し上げます。

	誤	正
42 頁最下行	登記事項証明書、戸籍謄本、手形・小切手の	登記事項証明書、手形・小切手の
104 頁表の上段 2 列目	(民事訴訟の当事者になれる能力)	(民事訴訟の当事者になれる資格)
104 頁表の下段 2 列目	(権利義務の主体になれる能力)	(権利義務の主体になれる資格)
144 頁 2 つ目の図の下 2 行目	Y の持分を越える部分	Y の持分を超える部分
190 頁図の右の四角内	送達を受けるべき者	送達を受けるべき者
279 頁下から 4～3 行目	裁判所において当事者が自白した事実は、(裁判上の)自白と呼ばれる。自白とは、相手方の主張と一致する自己に不利益な事実の陳述である。	自白とは、相手方の主張と一致する自己に不利益な事実の陳述である。自白は、裁判手続におけるものとして裁判上の自白とも呼ばれる。
338 頁(4)見出し	書証の手續	書証の申出の種類
352 頁図の X から Y へ向かう矢印の左横の文字	補償金等の支払を認める訴え	補償金等の支払を求める訴え
374 頁(7)見出し	文書送付囑託	文書送付囑託の申立て

和田吉弘著『基礎からわかる民事訴訟法』（2016年4月刊、第5刷）に誤りがありました。

慎んでお詫び申し上げますとともに、下記のように訂正していただきたくお願い申し上げます。

	誤	正
108 頁の表	訴訟無能力者	訴訟無能力者
151 頁 13 行目	とすれば	とすれば、
250 頁上図の②	抜本的な	根本的な
277 頁下から 4 行目	越えた	超えた
283 頁下から 6 行目	を	ヲ
352 頁の図	を認める訴え	を求める訴え
435 頁の図の※	X が	Y が
436 頁の図の※	Y が	X が
467 頁の 4～5 行目	Y が A の登記を放置していた ところ、その後に、	他方で、